

令和 3 年 7 月 2 0 日

教委告示第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 教育長は、特色のある教育活動を行っている小規模小学校において教育を受けることを希望する者を受け入れ、教育活動の活性化を図るとともに、継続した学びの環境を確保することを目的として、小規模の小学校への入学又は転入学、編入学（以下「入学等」という。）を認める制度（以下「小規模特認校制度」という。）に関し必要な事項を定める。

(実施小学校及び対象学年)

第 2 条 小規模特認校制度により入学等を認める小学校（以下「小規模特認校」という。）は、次の各号に掲げる小学校とする。

- (1) 藤枝市立葉梨西北小学校
- (2) 藤枝市立瀬戸谷小学校
- (3) 藤枝市立朝比奈第一小学校

2 小規模特認校制度の対象となる学年は、すべての学年とする。

(対象者)

第 3 条 小規模特認校に入学等をすることができる児童は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 児童が、本市の住民基本台帳に記録があり、小規模特認校以外の学区に在住していること。
- (2) 保護者及び児童が、小規模特認校を卒業するまでの間、通学する意志があること。
- (3) 小規模特認校の学級での学習や活動ができる心身の状況にある児童であること。
- (4) 保護者が、小規模特認校の教育活動を理解し、小規模特認校における PTA 活動や地域との交流活動に最大限協力できること。
- (5) 保護者が、安全な交通手段により児童を通学させられる者で、通学に要する経費を負担できる者であること。

(入学等ができる児童の数)

第 4 条 小規模特認校制度により入学等ができる児童の数は、藤枝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案

し、毎年度定める。

（入学等の時期及び期間）

第5条 小規模特認校に入学等をする時期は、4月1日とする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 小規模特認校制度により入学等をする児童は、当該小規模特認校の入学等から卒業するまでの間、当該小規模特認校に通学するものとし、夏期間、冬期間その他の短期間の時期に限定した入学等は認めない。

（入学等の申出）

第6条 小規模特認校への入学等を希望する保護者は、別に定める時期に、小規模特認校入学等申出書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（面談）

第7条 教育委員会及び当該小規模特認校の校長は、前条の提出がされたときは、当該児童及び保護者との面談を実施するものとする。

（決定及び通知等）

第8条 教育委員会は、前条の面談結果をもとに当該小規模特認校の校長と協議した上で入学等の承認の可否を決定する。

2 前項により、入学等を承認することとなった児童の数が、第4条の入学等ができる児童の数を超えるときには、抽選により入学等を承認する者の決定を行うものとする。ただし、抽選の際には、兄弟姉妹の状況を考慮する。

3 教育委員会は、入学等を承認する場合には、小規模特認校入学等承認通知書（第2号様式）により保護者に通知するとともに、小規模特認校入学等承認書（第3号様式）により当該小規模特認校の校長及び指定小学校の校長に通知するものとする。

4 前項の場合は、藤枝市立小学校及び中学校における学校指定校変更に関する要綱（平成27年藤枝市教育委員会告示第2号）に基づく指定変更の手続きを行わなければならない。

5 教育委員会は、入学等を承認しない場合には、小規模特認校入学等不承認通知書（第4号様式）により保護者に通知するものとする。

（承認の取消）

第9条 教育委員会は、入学等を承認した後において、保護者の申出内容及び面接内容が事実と相違していると認められたとき、第1条又は第3条にそぐわない事由が生じたとき、又は小規模特認校の学校運営に支障があると認められるとき

は、当該小規模特認校入学等の承認を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消すときは、小規模特認校入学等取消通知書（第5号様式）により保護者に通知する。

（中学校入学）

第10条 この要綱により小規模特認校に入学等をした児童が、中学校に入学する際において、希望する場合は、在学する小規模特認校を学区とする中学校に入学することができるものとする。

- 2 前項の場合は、藤枝市立小学校及び中学校における学校指定校変更に関する要綱に基づく指定変更の手続きを行わなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、小規模特認校制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月20日から施行し、令和4年4月1日以後に受け入れる児童について適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和9年4月1日以後に受け入れる児童について適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

小規模特認校入学等申出書

年 月 日

藤枝市教育委員会

住所

保護者 氏名

児童との続柄

電話番号

小規模特認校への入学等について、下記により申出します。

記

児 童	フリガナ 氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日
指定校及び学年	藤枝市立 小学校 第 学年 (新年度)
希望校及び学年	藤枝市立 小学校 第 学年 (新年度)
希望期間	年 月 日から小学校を卒業するまで
申 出 の 理 由	
通学の交通手段	

(第1号様式 裏面)

1 申出にあたって

- ☐親子でよく話し合い、合意の上で希望しました。
- ☐小規模特認校での学校生活に、目的意識をもって希望しました。
- ☐要綱第3条の対象者の要件を全て満たすことを確認しました。

2 入学後について

- ☐特認校の教育方針及びルールに賛同し、PTA活動や地域との交流活動に最大限協力します。
- ☐通学は送迎を基本とし、保護者の負担と責任で行います。また安全確保についても、保護者が責任を持ちます。
- ☐入学後は、卒業まで小規模特認校に通学します。
- ☐入学後、申出内容に虚偽があった場合や、入学等の条件を満たさなくなった場合は、速やかに特認校及び教育委員会へ報告し、その指示に従います。

年 月 日

保護者氏名

児童との続柄

第 2 号様式（第 8 条関係）

小規模特認校入学等承認通知書

第 号
年 月 日

様

藤枝市教育委員会

申請のあった小規模特認校への入学等について、下記のとおり承認します。

記

児 童	フリガナ		男・女
	氏 名		
		生年月日	年 月 日生
保 護 者	氏 名		
	住 所		
	連絡先		
特認校及び学年		藤枝市立 小学校 第 学年	
承認期間		年 月 日から 年 月 日	
遵守事項		・ 通学する小規模特認校の特認校の教育方針及びルールに賛同し、P T A 活動や地域との交流活動に最大限協力すること。 ・ 児童の通学は、保護者の負担と責任において行うこと。 ・ 小規模特認校を卒業するまで通学すること。	
備考			

第 3 号様式（第 8 条関係）

小規模特認校入学等承認書

第 号
年 月 日

藤枝市立 小学校長 様

藤枝市教育委員会

次の児童が入学等すべき小学校を小規模特認校に変更することを承認したので、次のとおり通知承認します。

児 童	フリガナ		男・女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	住 所		
	指定小学校	藤枝市立 小学校 第 学年	
保 護 者	氏 名		
	住 所		
	連絡先		
特認校及び学年		藤枝市立 小学校 第 学年	
承認期間		年 月 日から	年 月 日

第 4 号様式（第 8 条関係）

小規模特認校入学等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

藤枝市教育委員会

申請のあった小規模特認校への入学等について、下記のとおり不承認とします。

記

児 童	フリガナ		男・女
	氏 名		
		生年月日	年 月 日生
保 護 者	氏 名		
	住 所		
	連絡先		
不承認とした理由			

小規模特認校入学等取消通知書

第 号
年 月 日

様

藤枝市教育委員会

年 月 日付け 第 号で承認した小規模特認校である
藤枝市立 小学校への入学等を下記の理由により取消します。

記

取り消しの理由